【資料 17】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 1 月 22 日
第 15 回条例検討会資料

第 14 回条例検討会のまとめについて

１．第 13 回検討会のまとめについて

・【資料 12】のとおり了承された。

２．前回の積み残し事項について

（１）助言・あっせんについて

○　前回出された懸念事項

懸念事項１：調整委員会が助言・あっせんの進言をするといっても、最後は市長の判断に委ねられているということになれば、そこには疑義が出てくる。そのため、助言・あっせんについては、市長が行うのではなく、調整委員会で行うべきではないか。

回答１：第 14 条第３項で「市長は調整委員会が助言又はあっせんを行うことが相当であると認める場合は、助言又はあっせんを行うものとします」としており、この条例において、調整委員会から進言を受けた後に、市長が判断するという部分がないため、疑義はないと考えられます。

懸念事項２：助言・あっせんの判断は調整委員会が行うが、市長が行う場合と調整委員会が行う場合に何か違いがあるのか。

回答２：調整委員会の判断に基づき、市長が出すのか、調整委員会が出すのかの違いでしかない。

懸念事項３：市長の諮問を受け、調整委員会が助言・あっせんについて審議する。その審議の対象が市であった場合、他の自治体では何か工夫しているか。

回答３：仮に市の差別的行為があったとしても、助言・あっせんの申立があった時点、又は進言を受けた時点で、市は差別に当たる行為の改善を図ると考えられるため、市が助言・あっせんの対象となることは想定していない。結果として、特に工夫はしていないという他都市の回答でした。

○　その他

・　調整委員会の構成員に市の関係者は含まれていないため、市が助言・あっせんの対象となる場合は、中立性が保たれるものと考えられる。

・　助言・あっせんの申立て案件を調整委員会に諮るかどうかということは市の判断で行われる。そのため、どんな申立てがあり、何を却下したかという部分についても、調整委員会に示すことで中立性を保ちたいと考えている。

・　調整委員会の構成員に関係するような事業者が助言・あっせんの対象となった場合には、それに関係する委員は欠席いただいて、審議していきたい。

・　調整委員会の構成員から法務局を除いてほしいとの話が、法務局の課長からあった。理由としては、調整委員会で審議している案件が法務局に来た場合を心配したと考えられる。

【再検討（案）】

・　助言・あっせんについては、市長が行うこととします。

・　「○　その他」の部分については、今後運用の部分で検討していきます。

（２）合理的配慮について市民を義務化の対象とするか

【再検討（案）】

・　次回に【資料 14】の説明及び事務局（案）を示すこととします。

（３）合理的配慮の発生要件について

○　「求めがあるとき」とすべきという意見

・　「求めがあるとき」が良い。理由は「配慮を求められる相手方から見て、当該者が障がい者なのか、配慮を必要としているか否か分からない場合についてまで、具体的に配慮を義務づけることが困難なため」という国のＱＡのとおりと考える。合理的配慮自体がはっきりしない、少し分かりにくい部分があるのに加えて、またここでさらに疑義が生じるような文言を入れるということは、混乱を招くのではないか。

・　「現に存し」は、一般市民には理解し難い。

○　「現に障がい者が存し」にすべきという意見

・　「表明がなくともその旨を認識した場合」だと、「認識しませんでした」と言われたら合理的配慮の不提供が許される。「認識しえた場合」という表現も考えられるが、条文としては曖昧で分かり難い。解釈として「認識しえなかった場合は義務違反ではない」と考えているので、内容に反対なわけではないが、やはり「現に障がい者が存し」にすべきと考える。

○　「意思表明があった場合、若しくは表明がなくともその旨を認識した場合」にすべきという意見

・　「現に障害者が存し」は分かり難い。

・　事業者が理解し、対応しやすい表現が望ましい。「現に存し」は少し硬すぎて、理解しづらい。「求め」だけだと、やはり不足のような気がする。

・　「現に存し」よりも分かりやすく、市民の方にも浸透しやすいのではないか。

・　その人の意思に関係なく、物事を決めないという自己決定の尊重が大事な部分。訴える手段は多様であり、言葉以外でも当然認められるべき。家族、支援者が意思表示をしてもいい。意思表示を認識した場合は、それに応じなければいけないということを市民にきちんと説明する必要がある。

・　本人がきちんと訴えていくということ・意思表示が非常に大事。周囲の人が良かれと思い行ったことが、本人にとっては非常にマイナスということもある。

【再検討（案）】

・　これらの意見を踏まえ、最終とりまとめにおいて、事務局（案）をお示しします。

３．条例（たたき案）について

第２条第３号

・　社会的障壁の除去はバリアフリーということだが、ユニバーサルデザイン的なニュアンスを入れることはできないか。

・　なかなか伝わりにくい部分や分かっていただきたい部分については、ガイドラインのようなもので補うべき。

【再検討（案）】

・　上記の意見を踏まえ、最終とりまとめにおいて、事務局（案）をお示しします。

第３条

・第４条の第２項と第３項は、行政の責務として取り入れるべきではないか？

【再検討（案）】

・　上記の意見を踏まえ、最終とりまとめにおいて、事務局（案）をお示しします。

第４条

・　たたき案にある第２項、第３項については、障がい当事者から自分たちの取組みとして語られる分には、私たちは全面的に支持するが、それを法律で障がいのある人の責務だと規定することには反対。第４条については、見出しを（市民等の役割）とし、第 2 項と第 3 項は「障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がい及び障がいのある人に対する理解と交流を深めるよう努めること」と、「市が実施する障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とした差別をなくすための施策に協力すること」に置き換えるべき。

・　「障がいのある人の発信力には大きな力があり、その生きづらさをぜひ市民に伝えていただきたいということ」、また「障がいのある方同士、種別間の差別を解消していく必要があること」を皆さんに認識いただきたいと考え発言した結果、第２項と第３項が盛込まれている。この二つを条文とすることは適切でないかもしれないが、最終とりまとめのどこかで取り上げていただき、整理いただければありがたい。

・　第２項に関して、市民との交流を図ることは大事なことだが、そのための前提として、行政の方には市民との交流を図るためのサポートをしていただきたい。

・　第３項に関しては、発達障がいのある人同士で差別感が存在するので、それを解消するためにぜひ残していただきたい。

・　第２項について、障がいのある人がきちんと発信していくことは大事で、市民の役割というよりも責務にあたると考えられる。

・　障がいのある人もない人も、ともにまちづくりに参加するということとを第４条で位置づけることはできないか。

・　障がいのある人もない人もまちづくりに参加するという趣旨に関しては、前文の２段落目のところに「社会を構成する一員として」という文言があるので、このことで「社会を構成する一員として、障がいのある人が認められ」という部分があればいいのかと思う。

・　第４条については、事務局で手直ししたものをもう一度議論させていただきたい。

【再検討（案）】

・　第４条については、次回、事務局から見直し（案）を示してもらい、再度検討することとします。

第５条

・　語尾の「その他の異なる行為」という言葉の意味が分からないので、別な言葉に置き換えられないか。

・　第２号で、生命・身体を守るためではないのに、望まない施設入所や入院を強要するということが大きな問題として、特に精神障がいの方の場合にあると思う。そこへの言及が必要ではないか。

・　施設入所については、本人の意向や意思を全く斟酌せず、支援する側が一方的な判断でよかれと思って進めてきた歴史があるが、第１号では、福祉サービスについてご本人の要望があったときに、その求めに応じて相談をし、その求めにできるだけ沿ったような提案・支援をするとしているので、施設入所を強要しないと言っているように考えられる。

・　第６号の施設に投票所を含めていただきたい。

【再検討（案）】

・　上記の意見を踏まえ、最終とりまとめにおいて、事務局（案）をお示しします。

第９条

・　「インターネットの利用その他の方法により」と具体的なものが書かれているが、ここは多様な手段でと置き換えたほうがよい。

【再検討（案）】

・　上記の意見を踏まえ、最終とりまとめにおいて、事務局（案）をお示しします。

第 10 条

・　条例推進会議の委員には、できるだけ多くの関係機関を入れていただきたい。

【再検討（案）】

・　条例推進会議（市の附属機関）については、第 10 条の規定のとおりです。条例推進会議の詳細については、今後議論していきます。≪変更なし≫

３　その他

・　条例の周知に関しては、ホームページだけではなく、様々な手段で行うべき。

・　この条例は福祉分野に限ったものではないということを理解いただきたい。第３章にある教育、公共交通、建物などの各分野については、各担当課から現状の取組みと今後の施策の方向性をご説明いただきたい。